



コロナ禍における 地域経済の活性化

三浦市議会

令和2年4月7日

緊急事態宣言発出

令和3年1月7日

緊急事態宣言 再発出

三浦市の主な取組

1
特別定額給付金

2

3

4

日本にお住いの、すべての方へ。お一人につき

10万円の 特別定額給付金

はじまります

申請方法は
こちら

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことが決定されました。
- 事業費：12兆8,802億93百万円（国全体/事務費含む）

特別定額給付金（給付額：10万円）

- 対象：20,012世帯（42,724人）
- 申請期間：令和2年5月18日～8月18日
- 申請方法：郵送・オンライン方式（マイナンバーカード所持者）
- 給付人数：19,929世帯（42,629人）
- 給付率：99.6%（世帯）99.8%（人数）
- 給付金額：42億6,290万円
- 給付辞退：9世帯（12人）
- 未申請：43世帯（51人）
- 郵送による不明：31世帯（32人）

未申請者に対する対応

- 7月16日 介護サービス事業者に対し、申請を促すことについて、協力依頼を通知。
- 7月30日 未申請世帯234世帯に対して申請を促すハガキを送付。
- 8月7日～14日 65歳以上の高齢者世帯（60世帯）を訪問し申請を促すとともに、その場で申請書を提出できるようサポートを実施。
- 8月14日 それ以外の世帯（63世帯）に再度申請を促すハガキを送付。

郵送不明に対する対応

- 7月2日～3日 現地確認をし、居住の実態等を確認。

三浦市の主な取組

特別定額給付金

三浦市緊急
経済対策交付金

3

4

三浦市緊急経済対策交付金

事業主体：三浦商工会議所

この交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、
売上高が減少した事業者を緊急的に支援するために交付するものです。
売上高が減少し、経営を圧迫されている市内に事業所を有する製造業
や卸売業、サービス業等の業種を主たる事業として営む事業者に対し
て交付金を交付することにより、支援を行うことを目的としています。



実施目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大や、これに伴う緊急事態宣言の発令などにより、市内に事業所を有する多くの事業者は、厳しい経営を余儀なくされたと認識している。
- こうした状況を受けて、市内に事業所を有する事業者に対し、事業継続や経営再建の一助となるよう、交付金の交付をスピード感を持って実施したところである。

売上高対象期間延長について

- 一部の業種においては、その影響が後になって生じてくるという声が聴かれるようになった。
- 例えば、不動産賃貸業や医療関係の業種では請求が翌月や翌々月になることがあり、これらの事業者にも対応できるよう、売上高の対象月と申請期間を延長した。

令和2年第3回定例会一般質問答弁より

1 交付対象者の要件

申請期間：令和2年5月11日～8月31日

A：市内に事業所を有し、令和2年2月から4月までの間の売上高が前年同期の売上高と比較して10パーセント以上減少した事業者

ただし、Aの要件に該当しない事業者については、以下Bの要件に合致していること

B：市内に事業所を有し、令和2年4月から7月までのいずれかの売上高が、令和2年1月から3月のいずれかの月の売上高と比較して10パーセント以上減少した事業者

- 暴力団員等でない事業者
- 納税地における令和元年12月31日までに納期限が到来している市区町村民税等を完納し、かつ必要な申告義務を完了している事業者

2 交付額：1億950万円

1のAまたはBの要件を満たしたうえで、従業者数に応じて10万円から100万円まで

- | | | | | |
|----------|---------|----------|---|------|
| (1) 従業者数 | 1人～19人 | 交付額10万円 | = | 955件 |
| (2) 従業者数 | 20人～49人 | 交付額20万円 | = | 40件 |
| (3) 従業者数 | 50人～99人 | 交付額50万円 | = | 6件 |
| (4) 従業者数 | 100人～ | 交付額100万円 | = | 3件 |

申請件数：1,007件 交付件数：1,004件 交付率：99.7%

三浦市の主な取組

特別定額給付金

三浦市緊急
経済対策交付金

三浦市漁業者緊急
経済対策交付金

4



撮影地：北条湾

三浦市漁業者緊急経済対策交付金

事業主体：漁業協同組合

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う魚価の低迷の影響を受け、水揚金額が減少した市内漁業者を緊急的に支援するため、独自の緊急経済対策を行うもの。

三浦市漁業者緊急経済対策交付金

1 交付要件

申請期間：令和2年6月23日～令和3年1月31日

1. 市内の漁業協同組合に所属していること
2. 交付単位は経営体ごと
3. 漁業収入を主たる収入※としていること※主たる収入とは年間の水揚金額が100万円を超えることをいう
4. 令和2年2月から5月の水揚金額の合計が前年同期よりも10パーセント以上減少していること、もしくは、令和2年4月か5月の水揚金額が令和2年1月から3月のいずれかの月よりも10パーセント以上減少していること
5. 令和元年12月31日までに納期が到来している市税を完納していること
6. 三浦市緊急経済対策交付金を受給していない、または受給する予定がないこと

2 交付額：交付金額2,370万円 申請件数：131件（令和2年12月末現在）

交付要件を満たした上で、年間（平成31年4月から令和2年3月）の水揚金額により下記のとおりに10万円から100万円を交付

- A 年間水揚金額100万円以上1,000万円未満の漁業者 10万円 = **109件**
- B 年間水揚金額1,000万円以上5,000万円未満の漁業者 50万円 = **16件**
- C 年間水揚金額5,000万円以上の漁業者 100万円 = **4件**

※先に三浦市緊急経済対策交付金の交付決定を受けている場合、重複不可だが、三浦市漁業者緊急経済対策交付金の交付金額の方が高い場合には差額を支給できる。この条件に2名該当するため追加80万円の交付額が発生している。

その他 ・ 交付申請は各漁業協同組合が取りまとめ一括して行う

三浦市漁業者緊急経済対策交付金実施効果について

- 三浦市独自のものであり、緊急事態宣言下の4月から5月の魚価の急激な落ち込みに影響を受けた漁業者に対して効果的であったと考えている。
- 特に、緊急経済対策という観点から、交付金が漁業者の手元に届くまでのスピード感を重視し、迅速に対応することを心がけた。
- 収入が大幅に落ち込んだ漁業者の方から「操業の経費の捻出に苦慮していたので助かる」という声があるなど、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う魚価の低迷という未曾有の事態に際して、経営の継続を支援するという点で的確に対応できたのではないかと考えている。
- 神奈川県内の関係機関等からも、三浦市が独自に漁業者への緊急経済対策を実施していることについて、評価を受けているところである。

三浦市の主な取組

特別定額給付金

三浦市緊急
経済対策交付金

三浦市漁業者緊急
経済対策交付金

4
グルメチケット

三浦市へ、いらっしやいませ!

「みうらおもてなしグルメチケット」

加盟店：301店舗（R2.10.30現在） 事業主体：三浦市観光協会

世界中で猛威を奮う新型コロナウイルス感染症。その影響は、三浦半島の最南端に位置する三浦市も例外ではありません。

消費が落ち込む苦境に立たされながらも、様々な創意工夫と努力で営業を続けている市内のお店を応援したい。

日々の暮らしが厳しくなっている市内の皆さまに、何とかして明るいお知らせを届けたい。そのような願いから今回の事業は企画されました。



みうらグルメチケット（市民向け）

- 販売価格：5,000円
- プレミアム率：**100%**
※1枚500円のチケット20枚綴りで10,000円分
- 応募期間：令和2年9月1日～9月11日
- 発行冊数：7,000冊（1世帯1冊まで）
- 応募総数：9,620件

• 利用率：2種併せて約70%（令和2年12月31日現在 換金されたものに限る）

• 使用期間：**令和3年2月28日まで**

みうらおもてなしグルメチケット （市外・来訪者向け）

- 販売価格：5,000円
- プレミアム率：**50%**
※1枚500円のチケット15枚綴りで7,500円分
- 販売開始：令和2年10月12日～
- 発行冊数：10,000冊（現在は終了）

三浦市の主な取組

特別定額給付金

三浦市緊急

経済対策交付金

三浦市農業者緊急
5
経済対策交付金

三浦市漁業者緊急

経済対策交付金

グルメチケット



三浦市農業者緊急経済対策交付金

事業主体：三浦市農業協同組合

目的

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外食需要の低迷などにより、三浦市農業協同組合から市場への出荷額にも大きな影響が出ており、農協や組合員等の農業従事者は厳しい状況に置かれている。こうした状況を受けて、農協に所属する農業者を対象とした緊急経済対策を実施し、支援を行う

三浦市農業者緊急経済対策交付金

対象者

- 個人にあつては、市内に住民票を有すること
- 法人にあつては、本店所在地を市内に登録していること
- 農協の正組合員であること
- 認定農業者の資格を有すること、又は農家台帳に記載されており、耕作面積が 5,000 m²以上であること
- 市税について、滞納がなく、かつ、必要な申告義務を怠っていないこと
- 三浦市緊急経済対策交付金及び三浦市漁業者緊急経済対策交付金を受給していない、又は受給する予定がないこと
- 暴力団員等でないこと

交付額

- ・ 農業者に対する交付金 対象者1名につき **10万円**
- ・ 農協に対する事務費相当の交付金 1件につき 440 円

交付方法

- ・ 農協からの申請を受けて、農協に対して一括して交付する。その後農協から各農業者へ交付する。

予定件数及び交付総額

- ・ 750 件 7,533万円(うち農業者に対する交付7,500万円、農協に対する事務費相当の交付金 33万円)

まとめ

- 緊急事態宣言に伴う経済対策を行った
- 事業者向け経済対策にはスピード感を重視し実施した
- 市民向けグルメチケットはインパクトを与え、市内経済の回復を狙った
- 各事業の成果は関係機関からも評価を受けた
- 新たに農業者支援策を実施

ご清聴ありがとうございました。

三浦市議会

終